

福岡女子大学における GPA に関する要綱

平成 21 年 3 月 10 日 制定

令和 4 年 4 月 1 日 改正 (最終)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、福岡女子大学 (以下「本学」という。) における成績評定平均値 (グレードポイントアベレージ。以下「GPA」という。) の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「GPA」とは、各授業科目の 5 段階の成績評価に対応して 4~0 の評点 (グレードポイント。以下「GP」という。) を付与して算出する 1 単位当たりの評定平均値をいう。

(対象授業科目)

第 3 条 GPA の算出の対象授業科目は、学部において 5 段階評価を受けた授業科目とする。本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目のうち本学で単位認定を受けた科目は、GPA の算出の対象授業科目とする。

(配点)

第 4 条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げる GP を配点する。

(1) S (90~100) GP=4

(2) A (80~90 点未満) GP=3

(3) B (70~80 点未満) GP=2

(4) C (60~70 点未満) GP=1

(5) D (60 点未満) GP=0

(GPA の種類及び計算方法)

第 5 条 GPA は、次の各号に区分し、当該各号に定める方法により計算する。この場合において、計算値は、小数点以下第 2 位を四捨五入して表記する。

イ 学期ごと GPA

一学期の、一授業科目の成績評価で得た GP に、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、当該一学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、当該一学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

ロ 通算 GPA

入学時からの現在の学期までの、一授業科目の成績評価で得た GP に、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

(GPA 計算期日)

第 6 条 GPA の計算は、学期ごとに指定された期日 (前学期にあつては終了日、後学期にあつては

3月31日とする。以下「GPA 計算期日」という。)までに確定した成績に基づいて行う。

2 教員は、GPA 計算期日までに成績を確定させるよう努めるものとする。

(履修の取り消し)

第7条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

2 履修の取り消しは、別に定める履修変更期間に行うことができる。ただし、履修変更期間内に手続きを行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。

3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修変更期間以降においても履修を取り消すことができる。

(成績が確定していない科目の取扱い)

第8条 成績の保留又は追試験等によって GPA 計算期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして扱う。

(不正行為により履修が取り消された科目の取扱い等)

第9条 不正行為により履修登録が取り消された科目は、学期当初から履修していなかったものとして扱う。

2 当該学期の GPA 計算期日以降に、当該学期中いずれかあるいは両クォーターの全履修科目の履修が不正行為により取り消された場合は、学期ごとの GPA を再計算するものとする。

(再履修等における GPA の取扱い)

第10条 履修した授業科目について不可と評価され(前条により不可として扱われた場合を含む)、後に再履修等によって合格となった場合には、合格の評価が与えられた学期において学期ごと GPA を計算し、通算 GPA の計算に当たっては、不可と評価された学期における当該授業科目に係る数値は、通算 GPA の計算式から除外する。

(GPA の通知)

第11条 GPA の学生への通知は、教務システムにより学期ごと GPA 及び通算 GPA を表示することで行う。

(GPA データの提供)

第12条 学部長は、本学の組織が教育活動の改善のために行う調査研究に必要な GPA のデータを、教務委員会の承認を得て、当該組織に提供することができる。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 3 月 10 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 20 年 3 月 31 日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者並びに大学院の学生については、この要綱を適用しない。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。